

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1012 号（諮問第 1675 号）

件名：中部地区肢体不自由養護学校教頭研究協議会等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 21 年 7 月 29 日、同年 8 月 18 日、同年 9 月 8 日、平成 22 年 10 月 19 日、平成 24 年 2 月 22 日、同年 3 月 8 日、同月 21 日、同月 28 日、同年 5 月 31 日、同年 6 月 15 日及び同年 8 月 27 日

2 原処分

平成 21 年 9 月 11 日、同年 10 月 1 日、同月 22 日、平成 22 年 12 月 2 日、平成 24 年 4 月 20 日、同年 5 月 1 日、同月 7 日、同年 6 月 28 日、同年 7 月 27 日、同年 8 月 28 日、同年 9 月 11 日、同年 10 月 10 日、同年 11 月 29 日及び同月 30 日（一部開示決定）

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、本件開示請求に対し別表の 4 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 5 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 異議申立て

平成 21 年 9 月 18 日、同年 10 月 19 日、同年 11 月 2 日、平成 22 年 12 月 8 日、平成 24 年 5 月 8 日、同月 15 日、同年 7 月 11 日、同年 9 月 18 日、同月 21 日、同年 11 月 12 日及び同年 12 月 28 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 1 月 28 日

5 答申

令和 4 年 8 月 29 日

6 審査会の結論

県教育委員会が、本件行政文書において、別表の 5 欄に掲げる部分を不開示とした一部開示決定としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

別表の 1 欄に掲げる分類 1 の 4 欄に掲げる文書（以下「分類 1」という。分類 2 以下も同様とする。）及び分類 2 は、平成 21 年 7 月 3 日付けの校長の復命書及び配布資料並びに教頭が出席した平成 21 年度中部地区肢体不自由養護学校教頭研究協議会及び総会の配付資料である。

分類 3 は、県教育委員会特別支援教育課から愛知県立みあい養護学校（当時）及び愛知県立ひいらぎ養護学校（当時）へ発出した文書である。

分類 4 は、愛知県立豊田高等養護学校（当時。以下「豊田高等養護学校」という。）の平成 19 年度及び平成 21 年度の学校日誌及び外部評価委員会である学校関係者評価委員会に提出された文書及び議事録である。

分類 5 及び分類 14 は、愛知県立春日台養護学校（当時。以下「春日台養護学校」という。）の平成 23 年度の学級経営案である。

分類 6 は、豊田高等養護学校の平成 23 年度の職員会議の配布資料及び議事録並びに校内各種委員会等の配布資料及び議事録である。

分類 7 は、春日台養護学校の校長及び教頭の復命書である。

分類 8 は、平成 19 年度から平成 24 年度までに確定した裁判の裁判書である。

分類 9 及び分類 10 は、医師免許を持っている職員が出席した県教育委員会主催の会議・研修会等での配布資料である。

分類 11 は、県教育委員会総務課教育企画室長が出張先の会議で入手した文書及び当該室長が参加した県教育委員会主催の会議・研修会での配布資料である。

分類 12 は、平成 21 年度から平成 24 年度までの非違行為報告書並びに平成 23 年度及び平成 24 年度に市町村教育委員会から提出された内申である。

分類 13 は、開示請求書に添付されていた写真⑨に写った文書に係る行政文書開示決定通知書及び行政文書一部開示決定通知書である。写真⑨は、訴訟事件の証拠資料として提出された陳述書に添付されていたものであり、当時特定の開示請求者からの開示請求に対し特定した行政文書の量を示すために、当該文書が写されたものである。

実施機関は、別表の 5 欄に掲げる部分を同表の 6 欄に掲げる規定に該当するとして、それぞれ不開示としている。

(3) 本件異議申立てについて

異議申立人は、異議申立書において、分類 1 から分類 12 まで及び分類 14 について条例第 7 条第 2 号、第 3 号イ又は第 6 号に該当しない旨を、分類 8 について開示請求した文書が対象として開示決定されていない旨を、分類 13 について対象行政文書の請求に対する処分がなされていない旨を主張していることから、分類 1 から分類 12 まで及び分類 14 の不開示部分が条例第 7 条各号に該当するか否か、分類 8 及び分類 13 における文書の特定に誤りがあるか否かについて、以下判断する。

(4) 分類 8 及び分類 13 に係る文書の特定について

ア 分類 8 について

実施機関によれば、分類 8 に係る開示請求書には、「平成 19 年度から平成 24 年度までに確定した裁判に係る文書一式」と記載されているが、当

該請求に係る対象行政文書は、訴状、答弁書、準備書面、書証その他の証拠関係書類、裁判書等、多岐に渡りかつ多量となり、裁判書であれば、事案の争点、当事者の主張、裁判所の判断等が簡潔に記載されていることから、裁判書のみを対象行政文書としてよいか補正を求め、回答期限までに連絡がない場合は、裁判書のみを特定し、開示・不開示の判断を行う旨を異議申立人に通知したところ、回答期限までに連絡がなかったことから、裁判書のみを開示請求と限定し、平成 19 年度から平成 24 年度までに確定した裁判に係る裁判書を特定して一部開示決定を行ったとのことである。

当審査会において、分類 8 に係る開示請求書及び補正通知書の内容を確認したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されていることが認められた。本件開示請求は、「平成 19 年度から平成 24 年度までに確定した裁判に係る文書一式」という大量の行政文書の開示請求であることのほか、異議申立人が本件開示請求以外にも大量の行政文書を対象とする膨大な数の開示請求を行っていたことから、実施機関が異議申立人の真意を確認したり、真に必要な行政文書に対象を絞り込むために補正を求めたものである。実施機関は、「これらの文書全てとなると、大量になりますので、どの文書をご覧になりたいのか、事案と文書の種類を具体的に示してくださいようお願いします。」として、対象となる訴訟の一覧や対象となる行政文書名といった参考となる情報を明記し、「裁判書であれば、事案の争点、当事者の主張、裁判所の判断等が簡潔に記載されています。」と異議申立人に提案した上、「回答がない場合には、裁判書のみを対象文書として特定し、開示・不開示の判断をさせていただきます。」と補正を求めたが、異議申立人から回答がなかったという経緯からすれば、本件において、実施機関が裁判書のみを文書特定したことに誤りがあったとまでは認められない。

イ 分類 13 について

実施機関によれば、分類 13 に係る開示請求書には、「写真⑨の行政文書名が分かる文書（開示請求書、開示決定等の文書、対象行政文書）」との記載があるが、対象となる文書が多量となることから、写真⑨の行政文書名が分かる文書として決定通知書を対象行政文書にしてよいか補正を求め、回答期限までに連絡がない場合は、開示決定通知書についての開示請求と理解し、情報公開事務を進めていく旨を開示請求者に通知したところ、回答期限までに連絡がなかったことから、決定通知書のみを開示請求と限定し、写真⑨の行政文書名が記載されている行政文書開示決定通知書及び行政文書一部開示決定通知書を特定して一部開示決定を行ったとのことである。

当審査会において、分類 13 に係る開示請求書及び補正通知書の内容を確認したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されていることが認められた。本件開示請求書の記載内容から、実施機関は開示決定通知書が異議申立人の求める文書と相違ないか確認するために、「「写真⑨の行政文書が分かる文書」として、開示決定通知書がありますが、こちらでよろしいでしょうか。もし、回答期限までに何らのご連絡もない場合は、上

記についての開示請求と理解し、情報公開事務を進めていきます。」と補正を求めたが、異議申立人から回答がなかったという経緯からすれば、本件において、実施機関が開示決定通知書のみを文書特定したことに誤りはなかったと認められる。

(5) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類1及び分類2には児童生徒の氏名、性別、学年、医療的ケアの内容及び緊急対応事例の具体的な内容等、分類3には看護師特別非常勤講師の月手当の金額、分類4には児童生徒及び学校関係者評価委員の氏名、児童生徒の学年、クラス及び欠席等に係る情報並びに教員の休暇の取得状況等、分類5及び分類14には幼児児童生徒の氏名、障害の状態及び学級における評価、分類6には児童生徒、卒業生、保護者及び学校評価委員の氏名、緊急連絡先である個人の携帯電話番号、教員の休暇・退職の理由、退職した職員の再就職先、生徒の就職予定先の名称、特定の児童生徒に係る具体的な協議内容、個々の新任教員の学校での様子及びそれに係る評価、寄宿舍入舎希望者の面談結果や職業教育研究会奨励賞の受賞者に係る選考理由等、分類7には児童生徒の氏名、性別、年齢、障害名、障害に係る実態等、分類8には原告の氏名、生年月日、住所、郵便番号、電話番号、印影、原告が当時所属していた学校名、原告の休暇状況及び障害の実態、特定の職員の勤務評価に当たり考慮した事実の詳細等、分類9には生徒の氏名、学年及び性別、団体職員の氏名及び職名、被害者の年齢、職業、傷病名及び搬送先の病院名、健康推進学校書類審査会審査委員の自宅住所、被害者の意向により公表されていない事故等の発生校が分かる情報、分類9及び分類10には特別医療ケアを受けている対象児童が所属する学校名や対象者数などの対象児童が識別できる情報、当該児童の障害名及びその実態並びに当該児童の事例に関する協議結果等、分類9から分類12までにはわいせつ行為事案等に係る教員の氏名、所属学校名及び職名、被害者側が事件の公表を望まず、被害者の人権に配慮すべき必要があるものとして全体として非公表としたわいせつ行為事案の具体的な経過等、分類11には個人の印影、被害者の年齢、職業、傷病名及び搬送先の病院名等、分類12には児

童生徒、被害者等の氏名、被害者の年齢、生年月日、病歴、休職発令年月日、復職発令年月日、復職事由、新任の教頭の現在俸給及び免許状の種類及び勤務状況、負傷生徒等の家族構成、搬送先の病院名及び診断名、教員の事件に対する反省の内容、市町村教育委員会が内申した内容、当該処分についての意見、教職員の自己啓発等休業についての市町村教育委員会の意見等が、それぞれ記載されていることが認められた。

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、いずれも条例第7条第2号に該当する。

(6) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、分類1及び分類2にはユーザー名及びパスワードが記載されており、いずれも法人の管理するシステムに係る内部管理情報であり、公にすることにより、不正な接続等の危険が高まるおそれがあるとのことである。

また、実施機関によれば、分類8には損害賠償等請求事件の原告である職員団体の名称、所在地、代表者氏名及び当該団体の略称、分類9には県と団体との話合いの具体的な内容が記載されており、公にすることにより、当該団体の運営に対する不当な干渉を招くおそれがあり、分類11の学校法人の印影は、公にすることにより、偽造のおそれがあるとのことである。

さらに、実施機関によれば、分類12には非違行為の発生場所となった特定の法人の名称や所在地、当該非違行為に対する関係者の意見が記載されており、非違行為に関与した法人等の評価の低下や運営に対する不当な干渉を招くなど、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報が公になれば、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められた。

よって、これらの情報は、いずれも条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(7) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 6 号該当性について、以下検討する。

イ 分類 3 について

当審査会において分類 3 の不開示部分を見分したところ、文部科学省から依頼のあった調査に係る回答やその確認に使用する専用 Web サイトの URL、当該 Web サイトにログインするためのユーザーID 及びパスワード、当該調査に係るヘルプデスクの電話番号、ファクシミリ番号及び問合せ先メールアドレスが記載されており、これらの情報が公になれば、無関係な問合せ等により、県教育委員会及び文部科学省が必要とする緊急の連絡等に支障が生じるなど、学校に関する調査事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

ウ 分類 5 及び分類 14 について

当審査会において分類 5 及び分類 14 の不開示部分を見分したところ、春日台養護学校における各学級の特定の生徒に関する評価等が記載されており、これらの情報が公になれば、今後の学級経営案の作成にあたり、教員は開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得ず、各生徒に対する具体的な評価に基づく経営案の立案が困難となり、円滑な生徒指導事務及び学級経営に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

エ 分類 6 について

実施機関によれば、分類 6 のうち不開示としたセキュリティーに関する情報には、個人情報管理しているサーバー等に接続するための ID 及びパスワード並びに寄宿舍に突然不審者が侵入した際の訓練の具体的な内容が記載されているとのことである。そして、実施機関によれば、ID 及びパスワードが公になれば、個人情報への不正な接続や接近が容易となり、当該個人情報が漏えいするおそれがあり、訓練の具体的な内容は、校内に不審者が侵入した場合、不審者に気付かれないよう校内に知らせるための内容やその後の対応方法であることから、訓練の具体的な内容が公になれば、訓練がその役割を果たさなくなることである。

また、実施機関によれば、分類 6 のうち不開示とした合否判定資料

には入学選考の判定に係る情報、成績会議資料には初任者研修委員会における初任者の評価に関する情報、選考会議資料及び選考審議記録には寄宿舍入舎希望者の面談結果や職業教育研究会奨励賞の受賞者に係る選考理由等の情報、児童生徒に関わる協議事項には特定の児童生徒に係る具体的な協議内容が、それぞれ記載されており、これらの情報が公になれば、県教育委員会内部での率直な意見交換や意思決定の中立性に支障を及ぼすとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報が公になれば、学校運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

オ 分類 7 について

当審査会において分類 7 の不開示部分を見分したところ、児童生徒に関わる協議事項には野外活動の実施に向けた参加生徒数と引率教員数の具体的な割合や個々の生徒の障害実態とその評価に応じた具体的な対応等が記載されており、これらの情報が公になれば、外部からの干渉等により個々の生徒の評価やその評価に基づく具体的な対応に係る意思決定の中立性が不当に損なわれることにより、個別具体的な生徒の事情に合わせた適切な対応が困難となることから、学校運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

カ 分類 8 について

当審査会において分類 8 の不開示部分を見分したところ、平成 14 年措第 19 号事案に係る意見について（回答）には特定の職員の勤務評定に当たり考慮した事実が詳細に記載されており、この情報が公になれば、評価の方法、観点等が明らかとなり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

キ 分類 9 について

実施機関によれば、分類 9 のうち不開示とした審査の内容が分かる部分には、健康推進学校総合審査会における健康推進学校の決定に係る評価の観点に記載されており、この情報が公になれば、受審学校が評価の観点に合わせた対策を講じることにより、受審学校の本来の資質の正確な評価が困難となることや外部からの圧力により意思決定の中立性に不当な影響を及ぼすとのことである。

また、実施機関によれば、分類 9 において不開示とした医療的ケアの個別事例については、医療的ケアの対象となった児童の障害名及びその実態並びに個別事例に関する協議結果等が記載されており、これらの情報が公になれば、外部からの干渉等により児童生徒の障害等に応じた具体的な対応に係る意思決定の中立性が不当に損なわれることにより、生徒等の事情に合わせた適切な対応が困難になるとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報が公になれば、審査事務の適正な遂行又は学校運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあると認められた。

ク 分類 9 から分類 12 までについて

実施機関によれば、分類 9 及び分類 11 において不開示とした懲戒処分に係る情報のうち非公表部分、分類 10 において不開示とした教員の処分に係る情報のうち非公表部分並びに分類 12 において不開示とした非違行為の内容が分かる部分（非公表案件）には、被害者側が事件の公表を望まず、また、被害者の人権に配慮すべき必要があるものとして全体として非公表としたわいせつ行為事案の経過及び学校の対応等が具体的に記載されているとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの情報が公になれば、今後、関係者は、具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}し、作成者は開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなることから、県教育委員会における審議、検討等に不当な影響を及ぼし、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

ケ よって、これらの情報は、いずれも条例第 7 条第 6 号に該当する。

(8) その他

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の文書特定及び不開示情報該当性については、前記(4)から(7)までにおいて述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(9) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 分 類	2 異議 申立年 月日	3 一部 開示決 定日	4 行政文書の名称	5 開示しないこと とした部分	6 開示しないこととし た根拠規定
1	平成 21 年 9 月 18 日	平成 21 年 9 月 11 日	・復命書及び配布資料（平成 21 年 7 月 3 日） ・平成 21 年度中部地区肢体不自由養護学校教頭研究協議会並びに総会資料	・個人の氏名、性別、学年、医療的ケアの内容及びその他特定の個人を識別することができる部分	条例第 7 条第 2 号に該当
				・ユーザー名、パスワード	条例第 7 条第 3 号イに該当
2	平成 21 年 10 月 19 日	平成 21 年 10 月 1 日	・復命書及び配布資料（平成 21 年 7 月 3 日） ・平成 21 年度中部地区肢体不自由養護学校教頭研究協議会並びに総会資料	・個人の氏名、性別、学年、医療的ケアの内容及びその他特定の個人を識別することができる部分	条例第 7 条第 2 号に該当
				・ユーザー名、パスワード	条例第 7 条第 3 号イに該当
3	平成 21 年 11 月 2 日	平成 21 年 10 月 22 日	・看護師特別非常勤講師の発令について（平成 21 年 7 月 9 日） ・学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書 of 平成 22 年度需要数報告について（平成 21 年 7 月 31 日） ・教科書（検定・著作）需要数集計システム等のホーム	・月手当の金額	条例第 7 条第 2 号に該当

			ページ掲載及びヘルプデスクの開設について（平成 21 年 6 月 15 日） ・平成 21 年度用受領冊数集計システム（一般図書用）の再掲載について（平成 21 年 8 月 20 日） ・平成 20 年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」について（平成 21 年 6 月 8 日）	・ユーザーID、パスワード ・ヘルプデスクの電話番号、ファクシミリ番号、e-mail アドレス ・Web サイト URL	条例第 7 条 第 6 号に該当
4	平成 22 年 12 月 8 日	平成 22 年 12 月 2 日	・第 1 回 学校関係者評価委員会 議案書（平成 19 年度） ・第 2 回 学校関係者評価委員会 議案書（平成 19 年度） ・第 1 回 学校関係者評価委員会 議案書（平成 21 年度） ・第 2 回 学校関係者評価委員会 議案書（平成 21 年度） ・平成 19 年度 高等学校学校日誌 ・平成 21 年度 高等学校学校日誌	・個人の氏名、学年、クラス、休暇の取得状況が分かる部分及びその他特定の個人を識別することができる部分	条例第 7 条 第 2 号に該当
5	平成 24 年 5 月 8 日	平成 24 年 4 月 20 日	学級経営案 H23 年度	・個々の幼児児童生徒の氏名、障害の状態	条例第 7 条 第 2 号に該当
				評価が分かる部分	条例第 7 条 第 2 号及び第 6 号に該当
6	平成 24 年 5 月 15 日	平成 24 年 5 月 1 日	・職員会議（第 1 回） ・部会記録（第 1～6 回、8～18 回） ・運営委員会（第 2～7 回、9～10 回、12～14 回、16 回） ・学校評価委員会（第 1～2	・個人の氏名、個人の電話番号、休暇・退職の理由、個人の評価に関する記述その他個人に関する情報	条例第 7 条 第 2 号に該当

			回) ・いじめ不登校等（生徒指導）対策委員会（第 1～13 回） ・学校保健委員会 ・進路指導委員会（第 2～4 回） ・研究推進委員会（第 1、5 回） ・初任者研修委員会（第 1～2 回） ・入舎選考委員会（第 2 回）	・セキュリティーに関する情報、合否判定資料 ・成績会議資料、選考会議資料、選考審議記録、児童生徒に関わる協議事項	条例第 7 条第 6 号に該当 条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当
7	平成 24 年 5 月 15 日	平成 24 年 5 月 7 日	校長、教頭の復命書	・個人の氏名、その他個人に関する情報	条例第 7 条第 2 号に該当
				・児童生徒に関わる協議事項	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当
8	平成 24 年 7 月 11 日	平成 24 年 6 月 28 日	平成 11 年（ワ）第 4085 号損害賠償請求事件（判決）始め 18 件	個人の氏名、生年月日、住所、郵便番号、電話番号、印影、卒業学校名、通院先病院名、障害等級その他特定の個人を識別することができる部分	条例第 7 条第 2 号に該当
				職員団体の名称、所在地、代表者氏名その他特定の職員団体を識別することができる部分	条例第 7 条第 3 号イに該当
				平成 14 年措第 19 号事案に係る意見について（回答）（平成 19 年（ワ）第 6059 号損害賠償請求事件（判決）の別紙）	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当

9	平成 24 年 9 月 18 日	平成 24 年 9 月 11 日	平成 22 年度健康推進学校書類審査会配布資料 H22.5.13 始め 18 件	・氏名、学年、性別、職名、傷病名、病院名、特別医療ケアを受けている学校名 その他特定の個人を識別することができる部分	条例第 7 条第 2 号に該当
				・審査の内容が分かる部分	条例第 7 条第 6 号に該当
				・懲戒処分に係る情報のうち非公表部分	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当
				・医療的ケアの個別事例について	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当
				・団体との話合い内容	条例第 7 条第 3 号イに該当
10	平成 24 年 9 月 21 日	平成 24 年 7 月 27 日	・教育事務所所長・支所長 会議配布資料 ・平成 24 年度第 1 回養護学校における医療的ケア連絡協議会配布資料	・特定の個人を識別することができる部分及び特別医療ケアを受けている学校名・実施の対象者数	条例第 7 条第 2 号に該当
				・教員の処分に係る情報のうち非公表部分	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当
11	平成 24 年 9 月 21 日	平成 24 年 8 月 28 日	・特定非営利活動法人愛知部落解放・人権研究所第 8 回総会 配付資料 ・特定非営利活動法人愛知部落解放・人権研究所第 9 回総会 配付資料 ・教育事務所所長・支所長 会議（平成 23 年 10 月 18 日） 配付資料	・個人の氏名、年齢及び職業、印影その他特定の個人を識別することができる部分 ・診断内容及び搬送された病院名	条例第 7 条第 2 号に該当

			・教育事務所所長・支所長会議（平成 24 年 1 月 6 日）配付資料 ・第 2 回 大学と県教育委員会との連携推進会議 配付資料 ・教育事務所所長・支所長会議（平成 24 年 3 月 27 日）配付資料	・法人の印影	条例第 7 条第 3 号イに該当
				・懲戒処分に係る情報のうち非公表部分	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当
12	平成 24 年 11 月 12 日	平成 24 年 10 月 10 日	非違行為報告書（21. 7. 13 処分案件） 始め 123 件	・個人の氏名、年齢、生年月日、家族構成その他特定の個人を識別することができる部分 ・診断名 ・病歴 ・意見が分かる内容	条例第 7 条第 2 号に該当
				・非違行為の内容が分かる部分（非公表案件）	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当
				・法人の名称及び所在地 ・関係者の意見	条例第 7 条第 3 号に該当
13	平成 24 年 12 月 28 日	平成 24 年 11 月 29 日	・行政文書開示決定通知書 1 件 ・行政文書一部開示決定通知書 1 件	・個人の氏名	条例第 7 条第 2 号に該当
14	平成 24 年 12 月 28 日	平成 24 年 11 月 30 日	学級経営案 H23 年度	・個々の幼児児童生徒の氏名、障害の状態、評価が分かる部分	条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当